

## 第10部 手術

### <通則>

- 1 「通則1」の「診断穿刺・検体採取」とは、第2章第3部検査の第4節診断穿刺・検体採取料に係るものとす。
- 2 「通則1」及び「通則2」は、手術料算定の内容には次の3通りあることを示しており、輸血料については、手術料の算定がなくとも単独で算定できる。
  - (1) 手術料（+薬剤料等）
  - (2) 手術料+輸血料（+薬剤料等）
  - (3) 輸血料（+薬剤料等）
- 3 手術料（輸血料を除く。）は、特別の理由がある場合を除き、入院中の患者及び入院中の患者以外の患者にかかわらず、同種の手術が同一日に2回以上実施される場合には、主たる手術の所定点数のみにより算定する。
- 4 手術当日に、手術に関連して行う処置（ギブスを除く。）の費用及び注射の手技料は、術前、術後にかかわらず算定できない。また、内視鏡を用いた手術を行う場合、これと同時に内視鏡検査料は別に算定できない。
- 5 手術に当たって通常使用される保険医療材料（チューブ、縫合糸（特殊縫合糸を含む。）等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿及び紺創膏等）、外皮用殺菌剤、患者の衣類及び1回の手術に使用される総量価格が15円以下の薬剤の費用は手術の所定点数に含まれる。  
ただし、厚生労働大臣が別に定める特定保険医療材料及び1回の手術に使用される総量価格が15円を超える薬剤（手術後の薬剤病巣撒布を含み、外皮用殺菌剤を除く。）については、当該手術の所定点数の他に当該特定保険医療材料及び薬剤の費用を算定できる。
- 6 画像診断及び検査の費用を別に算定できない手術の際に画像診断又は検査を行った場合においても、当該画像診断及び検査に伴い使用したフィルムに要する費用については、区分「E 4 0 0」（注を含む。）に掲げるフィルム料を算定できる。また、当該画像診断及び検査に伴い特定保険医療材料又は薬剤を使用した場合は、区分「K 9 5 0」に掲げる特定保険医療材料料又は区分「K 9 4 0」に掲げる薬剤料を算定できる。なお、この場合、フィルム料、特定保険医療材料料及び薬剤料以外の画像診断及び検査の費用は別に算定できない。
- 7 第1節手術料に掲げられていない手術のうち、簡単な手術の手術料は算定できないが、特殊な手術（点数表にあっても、手技が従来の手術と著しく異なる場合等を含む。）の手術料は、その都度当局に内議し、最も近似する手術として準用が通知された算定方法により算定する。  
例えば、従来一般的に開胸又は開腹により行われていた手術を内視鏡下において行った場合等はこれに該当する。
- 8 「通則5」に規定する体外循環を要する手術とは、区分「K 5 4 1」から「K 5 4 4」まで、「K 5 5 1」、「K 5 5 3」、「K 5 5 4」から「K 5 5 6」まで、「K 5 5 7」から「K 5 5 7-3」、「K 5 5 8」、「K 5 6 8」、「K 5 7 0」、「K 5 7 1」から「K 5 7 4」、「K 5 7 6」、「K 5 7 7」、「K 5 7 9」から「K 5 8 0」、「K 5 8 2」から「K 5 8 9」及び「K 5 9 2」から「K 5 9 4」までに掲げる人工心肺を用いた手術をいう。
- 9 「通則7」及び「通則8」の加算は、第1節手術料に定める手術にのみ適用され、輸血料、手術医療機器等加算、薬剤料及び特定保険医療材料料は加算の対象とならない。  
また、「通則7」及び「通則8」の「所定点数」とは、第1節手術料の各区分に掲げられた

点数及び各区分の注に規定する加算の合計をいい、通則の加算点数は含まない。

- 10 「通則10」の加算は、H I V－1抗体価精密測定、H I V－2抗体価精密測定によってH I V抗体が陽性と認められた患者又はH I V－1核酸同定検査によってH I V－1核酸が確認された患者に対して観血的手術を行った場合に1回に限り算定する。ただし、同一日に複数の手術を行った場合は、主たる手術についてのみ加算する。
- 11 「通則11」の加算は、次のいずれかに該当する患者に対して全身麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を伴う観血的手術を行った場合に1回に限り算定する。ただし、同一日に複数の手術を行った場合は、主たる手術についてのみ加算する。
- (1) 感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準により医師により届け出が義務付けられているメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症の患者（診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、病原体診断がなされたもの。）
  - (2) H B s又はH B e抗原精密測定によって抗原が陽性と認められたB型肝炎患者
  - (3) H C V抗体価精密測定又はH C V抗体価検査によってH C V抗体が陽性と認められたC型肝炎患者
  - (4) 微生物学的検査により結核菌を排菌していることが術前に確認された結核患者
- 12 「通則12」の入院中の患者以外の患者に対する手術の休日加算、時間外加算又は深夜加算は、次の場合に算定できる。ただし、手術が保険医療機関又は保険医の都合により休日、時間外又は深夜に行われた場合には算定できない。
- (1) 休日加算、時間外加算又は深夜加算が算定できる初診又は再診に引き続き行われた緊急手術の場合
  - (2) 初診又は再診から手術までの間に、手術に必要不可欠な検査等を行い、かつ、当該検査等の終了後に手術（休日に行うもの又はその開始時間（執刀した時間をいう。）が診療時間以外の時間若しくは深夜であるものに限る。）を開始した場合であって、当該初診又は再診から手術の開始時間までの間が8時間以内である場合（当該手術の開始時間が入院手続きの後の場合を含む。）
- 13 「通則12」の入院中の患者に対する手術の休日加算又は深夜加算は、病状の急変により、休日に緊急手術を行った場合又は開始時間が深夜である緊急手術を行った場合に算定できる。ただし、手術が保険医療機関又は保険医の都合により休日又は深夜に行われた場合には算定できない。
- 14 「通則12」の休日加算、時間外加算又は深夜加算の対象となる時間の取扱いは初診料と同様である。また、「通則12」の加算に係る適用の範囲及び「所定点数」については、「通則7」と「通則8」の加算の取扱いと同様（本通則9参照）である。なお、区分「K 7 8 0」同種腎移植術の「注2」に規定する死体腎移植加算について、「通則12」の加算を算定する場合は、同種腎移植の開始時間により要件の該当の有無を判断するのではなく、死体腎の摘出術の開始時間をもって判断する。
- 15 「通則13」の「特に規定する場合」とは、各区分に掲げる手術名の末尾に両側と記入したものをいう。なお、この場合において、両側にわたり手術を行う医療上の必要性がなく片側の手術のみを行った場合であっても、両側に係る所定点数を算定することができる。
- また、肺の両側に対し手術を行った場合は、片側それぞれについて算定できる。
- 16 同一手術野又は同一病巣における算定方法

(1) 「通則14」の「同一手術野又は同一病巣」とは、原則として、同一皮切により行い得る範囲をいい、具体的には、次のような手術の組み合わせが行われる範囲をいう。この場合においては、「主たる手術」の所定点数のみを算定する。なお、「主たる手術」とは、所定点数及び注による加算点数を合算した点数の高い手術をいう。

ア 肺切除術の際に併施する簡単な肺剥皮術

イ 虫垂切除術と盲腸縫縮術

ウ 子宮附属器腫瘍摘出術と卵管結紮術

(2) (1)にかかわらず、「同一皮切により行い得る範囲」内にあっても、次に掲げる場合には、「同一手術野又は同一病巣」には該当せず、それぞれ所定点数を算定する。なお、それらの他、「同一皮切により行い得る範囲」の原則によることが著しく不合理である場合は、「通則3」に照らしてその都度当局に内議のうえ決定する。

ア 胃切除術（消化器系の手術）と腹部大動脈瘤に対する大動脈瘤切除術（脈管系の手術）の組み合わせ、胃切除術（消化器系の手術）と腎摘出術（尿路系の手術）の組み合わせ、胃切除術（消化器系の手術）と子宮附属器腫瘍摘出術（開腹によるもの）（婦人科系の手術）の組み合わせ、腎悪性腫瘍手術（尿路系の手術）と肺切除術（呼吸器系の手術）の組み合わせ、腹腔鏡下胃切除術（消化器系の手術）と腹腔鏡下腎摘出術（尿路系の手術）の組み合わせ、腹腔鏡下胃切除術（消化器系の手術）と子宮附属器腫瘍摘出術（腹腔鏡によるもの）（婦人科系の手術）等、相互に関連のない2手術を同時に行う場合

イ 胃切除術と直腸切除術の組み合わせ、食道腫瘍摘出術（開腹手術によるもの）と結腸切除術の組み合わせ、腹腔鏡下胃切除術と腹腔鏡下直腸切除術の組み合わせ、食道腫瘍摘出術（腹腔鏡下によるもの）と腹腔鏡下結腸切除術の組み合わせ等、同じ消化器系の手術であっても、遠隔部位の2手術を行う場合

ウ 人工妊娠中絶術（腔式手術）と卵管結紮術（開腹術）の組み合わせ等、通常行う手術の到達方法又は皮切及び手術部位が異なる場合

(3) 同一手術野又は同一病巣であっても、「複数手術に係る費用の特例（平成18年厚生労働省告示第117号）」に規定するものについては、主たる手術の所定点数に、従たる手術（1つに限る。）の所定点数の100分の50に相当する額を加えた点数により算定する。なお、具体的な取扱いについては、別途通知する。

(4) 指に係る同一手術野の範囲

指に係る同一手術野の範囲と算定方法については次の通りである。

ア 第1指から第5指までを別の手術野とする次に掲げる手術のうち、2つ以上の手術を同一指について行った場合には、「通則14」における「別に厚生労働大臣が定めた場合」に該当する場合を除き、当該手術の中で主たる手術の所定点数のみを算定する。なお、複数指について行った場合には、それぞれの指について算定する。

(イ) 第1指から第5指（中手部・中足部若しくは中手骨・中足骨を含む。）のそれぞれを同一手術野とする手術は、次に掲げる手術である。

区分「K028」腱鞘切開術

区分「K034」腱切離術・腱切除術

区分「K035」腱剥離術

区分「K037」腱縫合術

区分「K038」腱延長術

区分「K039」腱移植術（人工腱形成術を含む。）の「1」指（手、足）

区分「K040」腱移行術の「1」指（手、足）

区分「K046」骨折観血的手術

(ロ) 第1指から第5指（中手部・中足部若しくは中手骨・中足骨を含まない。）のそれぞれを同一手術野とする手術は、次に掲げる手術である。ただし、合指症手術にあっては各指間のそれぞれを同一手術野とする。

区分「K089」爪甲除去術

区分「K100」多指症手術

区分「K090」ひょう疽手術

区分「K101」合指症手術

区分「K091」陥入爪手術

区分「K102」巨指症手術

区分「K099」指瘢痕拘縮手術

区分「K103」屈指症手術、斜指症手術

第1節手術料の項で「指（手、足）」と規定されている手術（区分「K046」骨折観血的手術、区分「K039」腱移植術（人工腱形成術を含む。）の「1」指（手、足）及び区分「K040」腱移行術の「1」指（手、足）を除く。）

イ デブリードマンその他(イ)及び(ロ)に該当しない手術については、第1指から第5指までを同一手術野として取り扱い、当該手術のうち2以上の手術を複数指に行った場合には、「通則14」における「別に厚生労働大臣が定めた場合」に該当する場合を除き、主たる手術の所定点数のみを算定する。

ウ 第1指から第5指までを別の手術野として取り扱う手術と、第1指から第5指までを同一手術野として取り扱う手術を同時に行った場合にあっては、それぞれの手術が別々の指に対して行われたものであっても、「通則14」における「別に厚生労働大臣が定めた場合」に該当する場合を除き、主たる手術の所定点数のみを算定する。

ただし、第1指から第5指までを別の手術野として取り扱う手術を複数指に対し行った場合に、それぞれの点数を合算した点数が、同一手術野として取り扱う手術の点数よりも高くなる場合にあっては、いずれかにより算定する。

(5) 眼球の手術（第1節手術料第4款眼に掲げるものをいう。）については、片眼を同一手術野として取り扱う。

(6) 多発性囊腫等で近接しているものについては、数か所の切開を行った場合でも1切開として算定する。また、麦粒腫、霰粒腫等については、同一瞼内にあるものについては1回として算定する。

(7) 骨折整復と脱臼整復を併施した場合については、骨折部位と関節との距離やそれぞれの整復が非観血的に行われたか観血的に行われたか、また、一方の整復手技が他方の整復手技と個別に行われる場合と、併せて1手術とみなすのが適当な場合等によって異なるが、一般には近接部位の場合は通例同一手術野の手術として「通則14」により主たる手術の所定点数のみにより算定する。

(8) 悪性腫瘍に対する手術において、リンパ節郭清術、頸部郭清術（ネックディセクション）は所定点数に含まれ、特に規定する場合を除き、別に算定できない。

(9) 「通則14」の植皮術とは区分「K013」全層、分層植皮術をいう。

## 17 手術の中絶等の場合の算定方法

(1) 手術の開始後、患者の病状の急変等やむを得ない事情により手術を中途で中絶せざるを得

なかつた場合においては、当該中絶までに施行した実態に最も近似する手術項目の所定点数により算定する。

例えば、胃切除術を行うべく開腹したが、適応でないのでそのまま手術創を閉じた場合は、区分「K 6 3 6」試験開腹術の所定点数により、また、全副鼻腔根本手術を開始したが、上顎洞、篩骨洞を終えたのみで中絶した場合は、区分「K 3 5 8」上顎洞篩骨洞根本手術の所定点数により、算定する。なお、術前において中絶した場合は、算定の対象にならない。

- (2) 妊娠9か月において子宮出血があり、前置胎盤の疑いで入院し、止血剤注射を行い帝王切開の準備として諸器械の消毒を終ったところ出血が止まり、そのまま分娩した場合の消毒に要した諸経費は、保険給付の対象とならない。
- (3) 手術の準備をしていたところ、患者が来院しなかつたとき又は患者が手術の術前において手術不能となった場合は保険給付の対象とならない。

#### 18 臨器等移植における組織適合性試験及び臓器等提供者に係る感染症検査の取扱い

##### (1) 組織適合性試験

ア 組織適合性試験とは、HLA型クラスI（A、B、C）、クラスII（DR、DQ、DP）、リンパ球直接交差試験（ダイレクト・クロスマッチテスト）及びDNAタイピングをいう。

イ 次に掲げる臓器等移植の提供者に係る組織適合性試験の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

区分「K 5 1 4-3」移植用肺採取術（死体）（両側）

区分「K 6 0 5」移植用心採取術

区分「K 6 0 5-3」移植用心肺採取術

区分「K 6 9 7-4」移植用部分肝採取術（生体）

区分「K 6 9 7-6」移植用肝採取術（死体）

区分「K 7 0 9-2」移植用脾採取術（死体）

区分「K 7 0 9-4」移植用脾腎採取術（死体）

区分「K 7 7 9」移植用腎採取術（生体）

区分「K 7 7 9-2」移植用腎採取術（死体）

区分「K 9 2 1」移植骨髓穿刺

ウ 次に掲げる臓器等移植の移植者に係る組織適合性試験の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

区分「K 5 1 4-3」同種死体肺移植術

区分「K 6 0 5-2」同種心移植術

区分「K 6 0 5-4」同種心肺移植術

区分「K 6 9 7-5」生体部分肝移植術

区分「K 6 9 7-7」同種死体肝移植術

区分「K 7 0 9-3」同種死体脾移植術

区分「K 7 0 9-4」同種死体脾腎移植術

区分「K 7 8 0」同種腎移植術

区分「K 9 2 2」骨髓移植の「1」同種移植

エ 次に掲げる臓器等移植の提供者及び移植者に係る組織適合性試験の費用は所定点数に含

まれ、別に算定できない。

区分「K922」骨髓移植の「3」同種末梢血幹細胞移植

区分「K922-2」臍帯血移植

(2) 臓器等提供者に係る感染症検査

ア 臓器等提供者に係る感染症検査とは、HBs抗原、HBe抗体価、HCV抗体価、HIV-1抗体価、HIV-2抗体価、HTLV-I抗体価、TPHA試験又はサイトメガロウイルス抗体価（同一検査で一般測定及び精密測定又は定性及び定量測定がある場合は、いずれか1つの検査に限る。）の全部又は一部をいう。

イ 次に掲げる臓器等移植に際し、必要に応じ臓器等提供者に係る感染症検査を行った場合には、スクリーニング検査1回に限り、別に算定できる。

区分「K014」皮膚移植術

区分「K697-4」移植用部分肝採取術（生体）

区分「K779」移植用腎採取術（生体）

区分「K921」移植骨髓穿刺

区分「K922」骨髓移植の「3」同種末梢血幹細胞移植

区分「K922-2」臍帯血移植

ウ 次に掲げる臓器等移植に際し行った臓器等提供者に係る感染症検査は、所定点数に含まれ、別に算定できない。

区分「K259」角膜移植術

区分「K709-2」移植用脾採取術（死体）（死体脾（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から採取された脾を除く）を採取する場合に限る。）

区分「K709-4」移植用脾腎採取術（死体）（死体脾腎（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から採取された脾腎を除く）を移植する場合に限る。）

区分「K780」同種腎移植術（死体腎（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く）を移植する場合に限る。）

エ 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から採取して臓器等移植を行った場合の臓器等提供者に係る感染症検査は、次に掲げる所定点数に含まれ、別に算定できない。

区分「K914」脳死臓器提供管理料

19 第1節第2款筋骨格系・四肢・体幹に掲げる手術のうち、関節鏡下によることができるものについては、内視鏡下によるものの場合にも算定できる。

20 既に保険適用されている腹腔鏡下手術以外の手術で腹腔鏡を用いる場合については、その都度当局に内識し準用が通知されたもののみが保険給付の対象となる。それ以外の場合については、その手術を含む診療の全体が保険適用とならないので留意されたい。なお、胸腔鏡下手術も同様の取扱いとする。

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

## K 0 0 0 創傷処理

- (1) 創傷処理とは、切・刺・割創又は挫創に対して切除、結紮又は縫合を行う場合の第1回治療のことであり、第2診以後の手術創に対する処置は区分「J 0 0 0」創傷処置により算定する。
- (2) 創傷が数か所あり、これを個々に縫合する場合は、近接した創傷についてはそれらの長さを合計して1つの創傷として取り扱い、他の手術の場合に比し著しい不均衡を生じないようにすること。
- (3) 「注2」の「露出部」とは、顔面、頸部、上肢にあっては肘関節以下及び下肢にあっては膝関節以下（足底部を除く。）をいう。
- (4) 「注3」のデブリードマンの加算は、汚染された挫創に対して行われるブラッシング又は汚染組織の切除等であって、通常麻酔下で行われる程度のものを行ったときに限り算定できる。

## K 0 0 1 皮膚切開術

- (1) 長径10センチメートルとは、切開を加えた長さではなく、膿瘍、癌又は蜂窩織炎等の大きさをいう。
- (2) 多発性癌腫等で近接しているものについては、数か所の切開も1切開として算定する。

## K 0 0 2 デブリードマン

- (1) 区分「K 0 1 3」全層、分層植皮術から区分「K 0 2 1 - 2」粘膜弁手術までの手術を前提に行う場合にのみ算定する。
- (2) 面積の算定方法については、区分「J 0 0 0」創傷処置の取扱いの例による。
- (3) 汚染された挫創に対して行われるブラッシング又は汚染組織の切除等であって、通常麻酔下で行われる程度のものを行ったときに算定する。また、繰り返し算定する場合は、植皮の範囲（全身に占める割合）を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

## K 0 0 3、K 0 0 4 皮膚・皮下、粘膜下血管腫摘出術

- (1) 「露出部」とは区分「K 0 0 0」創傷処理の「注2」の「露出部」と同一の部位をいう。
- (2) 露出部と露出部以外が混在する患者については、露出部に係る長さが全体の50%以上の場合は、区分「K 0 0 3」の所定点数により算定し、50%未満の場合は、区分「K 0 0 4」の所定点数により算定する。

## K 0 0 5、K 0 0 6 皮膚・皮下腫瘍摘出術

- (1) 「露出部」とは区分「K 0 0 0」創傷処理の「注2」の「露出部」と同一の部位をいう。
- (2) 近接密生しているいぼ及び皮膚腫瘍等については、1個として取り扱い、他の手術等の点数と著しい不均衡を生じないようにすること。
- (3) 露出部と露出部以外が混在する患者については、露出部に係る長さが全体の50%以上の場合は、区分「K 0 0 5」の所定点数により算定し、50%未満の場合は、区分「K 0 0 6」の所定点数により算定する。

## K 0 0 7 皮膚悪性腫瘍切除術

リンパ節の郭清を伴う場合は「1」を算定し、病巣部のみを切除した場合は「2」を算定する。

## K 0 0 9 皮膚剝削術

皮膚剝削術（グラインダーで皮膚を剥削する手術）は小腫瘍、丘疹性疾患及び外傷性異物の

場合に算定する。なお、単なる美容を目的とした場合は保険給付外である。

K010 瘢痕拘縮形成手術

- (1) 単なる拘縮に止まらず運動制限を伴うものに限り算定する。
- (2) 指に対して行う場合には、区分「K099」指瘢痕拘縮手術により算定する。

K013 全層、分層植皮術

- (1) デルマトームを使用した場合の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (2) 広範囲皮膚欠損の患者に対して、全層、分層植皮術を頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部の部位のうち同一部位以外の2以上の部位について行った場合においては、それぞれの部位ごとに所定点数を算定する。

K014 皮膚移植術

- (1) 皮膚提供者の皮膚採取料及び組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (2) 生体皮膚を移植する場合においては、皮膚提供者から移植用皮膚を採取することに要する費用（皮膚提供者の皮膚採取料及び組織適合性試験の費用は除く。）については、各所定点数により算出し、皮膚移植術の所定点数に加算する。
- (3) 皮膚移植を行った保険医療機関と皮膚移植に用いる移植用皮膚を採取した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求については、皮膚移植を行った保険医療機関で行うものとし、当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。なお、請求に当たっては、皮膚移植者の診療報酬明細書の摘要欄に皮膚提供者の氏名及び療養上の費用に係る合計点数を併せて記載とともに、皮膚提供者の療養に係る所定点数を記載した診療報酬明細書を添付すること。
- (4) 死体皮膚を移植する場合においては、死体から死体皮膚を採取・保存するために要する全ての費用は、所定点数に含まれ別に請求できない。

K022 組織拡張器による再建手術（一連につき）

- (1) 治療に要した日数、回数にかかわらず、一連のものとして所定点数を算定する。
- (2) 対象となる疾患は、先天異常、母斑（血管腫を含む。）、外傷性瘢痕拘縮、術後瘢痕拘縮及び腫瘍切除時の拘縮である。なお、美容を目的とするものは保険給付外である。
- (3) 1患者の同一疾患に対して1回のみの算定であり、1回行った後に再度行っても算定できない。

第2款 筋骨格系・四肢・体幹

腱形成術は、区分「K034」腱切離術・腱切除術（関節鏡下によるものを含む。）から区分「K040」腱移行術までにより算定する。

K030 四肢・軀幹軟部腫瘍摘出術

皮膚又は皮下にある腫瘍に係る手術については、区分「K005」皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）又は区分「K006」皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）に準じて算定する。

K037 腱縫合術

切創等の創傷によって生じた固有指の伸筋腱の断裂の単なる縫合は、区分「K000」創傷処理の「2」に準じて算定する。

K043-2 骨関節結核瘻孔摘出術

骨関節結核に行う瘻孔摘出術の際に行った脂肪移植術は所定点数に含まれ別に算定できない。

K044 骨折非観血的整復術

- (1) ギプスを使用した場合にはギプス料を別に算定できる。
- (2) 著しい腫脹等によりギプスを掛けられない状態にあるために徒手整復のみを行った場合についても、骨折非観血的整復術により算定できる。その際に副木を使用した場合には、当該副木の費用は別に算定できる。
- (3) 徒手整復した骨折部位に対して2回目以降の処置を行った場合は、区分「J000」創傷処置に準じて算定する。

#### K046 骨折観血的手術

前腕骨又は下腿骨骨折の手術に際し、両骨（橈骨と尺骨又は脛骨と腓骨）を同時に行なった場合であって皮切が別々の場合には、別の手術野として骨折観血的手術の「2」をそれぞれの手術野について算定する。

#### K047 難治性骨折電磁波電気治療法（一連につき）

- (1) 対象は四肢（手足を含む。）の遷延治癒骨折や偽関節であって、観血的手術又は他の療法を行っても治癒しない難治性骨折に対して行われた場合に限り算定する。
- (2) 治療に要した日数、回数にかかわらず一連のものとして所定点数を算定する。
- (3) 当該治療法は1患者に対して一連として1回のみの算定であり、1回行った後に再度行った場合又は入院中に開始した当該療法を退院した後も継続して行っている場合であっても別に算定できない。

#### K047-2 難治性骨折超音波治療法（一連につき）

区分「K047」難治性骨折電磁波電気治療法の取扱いと同様とする。

#### K048 骨内異物（挿入物）除去術

- (1) 三翼釘、髓内釘、ロッドを抜去する場合の骨内異物（挿入物）除去術は、手術を行なった保険医療機関であると否とにかかわらず算定できる。
- (2) 鋼線、銀線等で簡単に除去し得る場合には、区分「J000」創傷処置又は区分「K000」創傷処理の各区分により算定する。

#### K052-2 多発性軟骨性外骨腫摘出術

- (1) 巨大（児頭大）なもので2回に分けて摘出することが必要な場合は、1回ごとにそれぞれ所定点数を算定できる。
- (2) 多発性骨腫摘出術は、同一皮切で実施し得る範囲のものについては、回数にかかわらず1回の算定とする。

#### K055-2 大腿骨頭回転骨切り術

区分「K140」骨盤骨切り術、区分「K141」臼蓋形成手術又は区分「K141-2」寛骨臼移動術を併せて行った場合は、それぞれの所定点数を算定できる。

#### K055-3 大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術

- (1) 大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術とは、イムホイザー3次元骨切り術、ダン骨切り術、外反伸展骨切り術、外反屈曲骨切り術、転子間湾曲骨切り術、パウエル外内反骨切り術等をいう。
- (2) 区分「K140」骨盤骨切り術、区分「K141」臼蓋形成手術又は区分「K141-2」寛骨臼移動術を併せて行った場合は、それぞれの所定点数を算定できる。

#### K057 変形治癒骨折矯正手術

次に掲げる変形治癒骨折矯正手術は、それぞれに規定する区分により算定する。

- ア 眼窩変形治癒骨折に対する矯正術は、区分「K 2 2 8」による。
- イ 鼻骨変形治癒骨折に対する矯正術は、区分「K 3 3 4 - 2」による。
- ウ 頬骨変形治癒骨折に対する矯正術は、区分「K 4 2 7 - 2」による。

#### K 0 5 8 骨長調整手術

使用するステイプルの数にかかわらず 1 回の算定とする。

#### K 0 5 9 骨移植術（軟骨移植術を含む。）

- (1) 骨移植術を行った場合は、他の手術の所定点数に骨移植術の所定点数を併せて算定できる。  
なお、骨移植術の所定点数には、骨片切採術の手技料は含まれ、骨移植術において骨移植に用いる骨片をその必要があつて 2 か所（例えば脛骨と骨盤）から切除した場合であつても当該採取に係る手技料は別に算定できない。
- (2) 骨移植術は、採取した骨片を複数か所に移植した場合も、1 回の算定とする。
- (3) 骨片切採のみに終わり骨移植に至らない場合については、区分「K 1 2 6」脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除によるもの）に準じて算定する。
- (4) 自家軟骨移植術を行った場合は、骨移植術の「1」により算定する。

#### K 0 6 2 先天性股関節脱臼非観血的整復術（両側）

先天性股関節脱臼非観血的整復術のギブス料は、区分「J 1 2 7」先天性股関節脱臼ギブス包帯により算定する。

#### K 0 8 0 関節形成手術

同側足関節に対して、二関節固定術と後方制動術を併施した場合は、関節形成手術の「2」に準じて算定する。

#### K 0 8 0 - 2 内反足手術

内反足手術は、アキレス腱延長術・後方足関節切開術・足底腱膜切断術を行い、後足部をキルシュナー鋼線で正する方法により行った場合に算定する。

#### K 0 8 2 - 3 人工関節再置換術

再置換術の加算は、置換術から 6 か月以上経過したものについてのみ算定できる。

#### K 0 8 3 鋼線等による直達牽引

- (1) 鋼線等を用いて観血的に牽引を行った場合に算定する。なお、鋼線等による直達牽引には、  
鋼線牽引法、双鋼線伸延法及び直達頭蓋牽引法を含む。
- (2) 当該鋼線等による直達牽引のうち初日に行ったものについて所定点数を算定する。なお、  
鋼線等の除去の費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (3) 1 局所とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軸幹のそれぞれをいい、全身  
を 5 局所に分けるものである。

#### K 0 8 3 - 2 内反足足板挺子固定

内反足に対しキルシュナー鋼線等で足板挺子を固定した場合に算定する。この場合において、  
ギブス固定を行った場合は、その所定点数を別に算定する。

#### K 0 8 8 切断四肢再接合術

切断四肢再接合術は、顕微鏡下で行う手術の評価を含む。

#### K 0 8 9 爪甲除去術

爪甲白せん又は爪床間に「とげ」等が刺さった場合の爪甲除去で、麻酔を要しない程度のものは区分「J 0 0 0」創傷処置の「1」により算定する。

#### K 0 9 9 指瘢痕拘縮手術

- (1) 単なる拘縮に止まらず運動制限を伴う場合に算定する。
- (2) 本手術には、Z形成術のみによるもの及び植皮術を要するものが含まれる。

#### K 0 9 9 - 2 デュプリトレン拘縮手術

運動障害を伴う手掌・手指腱膜の線維性増殖による拘縮（デュプリトレン拘縮）に対して、指神経、指動静脈を剥離しながら拘縮を解除し、Z形成術等の皮膚形成術を行った場合に算定する。

#### K 1 1 7 - 2 頸椎非観血的整復術

頸椎椎間板ヘルニア及び頸椎骨軟骨症の新鮮例に対する頸椎の非観血的整復術（全麻、牽引による）を行った場合に算定する（手術の前処置として変形機械矯正術（垂直牽引、グリソン係蹄使用）を行った場合を除く。）。

なお、頸腕症候群及び五十肩に対するものについては算定できない。

#### K 1 3 2 椎弓形成手術

骨形成的片側椎弓切除術及び髓核摘出術を併せて2椎間に行った場合は、区分「K 1 8 6」脊髄硬膜内神経切断術に準じて算定する。

#### K 1 3 4 椎間板摘出術

「4」の経皮的髓核摘出術は、1椎間につき2回を限度とする。

#### K 1 4 1 - 2 寛骨臼移動術

- (1) 寛骨臼全体を移動させ関節軟骨で骨頭の被覆度を高め安定した股関節を再建するものであり、寛骨臼回転骨切り術、寛骨臼球状骨切り術、ホフ骨切り術、ガンツ骨切り術、スティールのトリプル骨切り術、サルター骨切り術等を行った場合に算定する。
- (2) 区分「K 0 5 5 - 2」大腿骨頭回転骨切り術又は区分「K 0 5 5 - 3」大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術を併せて行った場合は、それぞれの所定点数を算定する。

#### K 1 4 4 体外式脊椎固定術

- (1) 体外式脊椎固定術は、ハローベルビック牽引装置、ハローベスト等の器械・器具を使用して脊椎の整復固定を行った場合に算定する。この場合において、当該器械・器具の費用は所定点数に含まれる。
- (2) ベスト式の器械・器具用いられるベスト部分は、その患者のみの使用で消耗する程度のものに限り副木として算定できる。

### 第3款 神経系・頭蓋

第3款 神経系・頭蓋の手術において神経内視鏡を使用した場合の当該神経内視鏡に係る費用は、当該手術の所定点数に含まれ、別に算定できない。

#### K 1 4 5 穿頭脳室ドレナージ

- (1) 穿頭術の手技料は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (2) 脳室ドレナージの開始以後ドレーン法を行った場合は、区分「J 0 0 2」ドレーン法（ドレナージ）により算定する。

#### K 1 4 7 穿頭術（トレパナチオン）

- (1) 穿頭術又は開頭術を行い、脳室穿刺を行った場合の手技料は当該手術の所定点数に含まれ別に算定できない。
- (2) 穿頭術の穿頭とは骨キリにより穿孔することのみをいう。

(3) 穿頭による慢性硬膜下血腫洗浄・除去術は、区分「K 1 6 4 - 2」慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術により算定する。

#### K 1 4 8 試験開頭術

- (1) 開頭とは骨キリ以外の器具を用い相当広範囲に開窓することをいう。
- (2) 穿頭術及び試験開頭術を同時又は短時間の間隔をおいて2か所以上行った場合の点数は、試験開頭術により1回に限り算定する。

#### K 1 5 1 - 2 広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術

広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術は次のような手術を行った場合に算定する。

- ア 眼窩内又は副鼻腔に及ぶ腫瘍に対する眼窩内又は副鼻腔を含む前頭蓋底切除による腫瘍摘出と再建術
- イ 海綿静脈洞に及ぶ腫瘍に対する海綿静脈洞の解放を伴う腫瘍切除と再建術
- ウ 錐体骨・斜台の腫瘍に対する経口的腫瘍摘出又は錐体骨削除・S状静脈洞露出による腫瘍摘出と再建術
- エ 頸静脈孔周辺部腫瘍に対するS状静脈洞露出を伴う頸静脈孔開放術による腫瘍摘出と再建術

#### K 1 5 4 機能的定位脳手術

- (1) 脳性小児麻痺に対するレンズ核破壊術、パーキンソニズム、振戦麻痺等の不随意運動、筋固縮に対する脳淡蒼球内オイルプロカイン注入療法（脳深部定位手術）は、機能的定位脳手術により算定する。
- (2) 機能的定位脳手術に係る特殊固定装置による固定及び穿頭並びに穿刺、薬剤注入に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。ただし、手術前に行うエックス線撮影及びフィルムによる注入部位の位置計測については、第2章第4部画像診断のエックス線診断料により別に算定できる。

#### K 1 5 5 脳切截術（開頭して行うもの）

両側同時に施行した場合は左右別々に所定点数を算定する。

#### K 1 6 0 - 2 頭蓋内微小血管減圧術

後頭蓋窩の顔面神経又は三叉神経への微小血管圧迫に起因する顔面痙攣又は三叉神経痛に対して、後頭下開頭による神経減圧術を行った場合に算定する。

#### K 1 7 4 水頭症手術

脳室穿破術、脳室腹腔シャント手術、脳室心耳シャント手術又は腰部くも膜下腔腹腔シャント手術を行った場合に算定する。

#### K 1 7 4 - 2 隨液シャント抜去術

水頭症に対して隨液短絡術を実施した後、経過良好のためカテーテル抜去術を行った場合に算定する。

#### K 1 7 7 脳動脈瘤頸部クリッピング

脳動脈瘤頸部クリッピングは、開頭の部位数にかかわらず、クリッピングの箇所数に応じて算定する。

#### K 1 7 8 脳血管内手術

脳動脈瘤や脳動静脈奇形等の脳血管異常に対して、血管内手術用カテーテルを用いて手術を行った場合に算定する。

#### K 1 7 8 - 2 経皮的脳血管形成術

経皮的脳血管形成術用カテーテルを用いて、頭蓋内の椎骨動脈又は内頸動脈の狭窄に対して、経皮的脳血管形成術を行った場合に算定する。

#### K 1 8 1 脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）

薬物療法、他の外科療法及び神経ブロック療法の効果が認められない慢性難治性疼痛又は振戦等の神経症状の除去若しくは軽減、或いはてんかん治療を目的として行った場合に算定する。

#### K 1 8 1 - 3 頭蓋内電極抜去

頭蓋内電極植込後の電極抜去の費用について、電極抜去のみを目的として開頭術を行った場合に算定する。なお、それ以外の場合にあっては、併せて行った開頭術又は頭蓋内電極植込術の所定点数に含まれ別に算定できない。

#### K 1 8 2 - 2 神経交差縫合術

交通事故により腕神経叢が根部で切断された病状で、患側の肋間神経を剥離し、易動性にし、切断部より末梢部において神経縫合した場合等、末梢神経損傷に対し、他の健常な神経を遊離可動化し、健常神経の末梢端と損傷神経の中枢端を縫合した場合に算定する。

#### K 1 9 0 脊髄刺激装置植込術

薬物療法、他の外科療法及び神経ブロック療法の効果が認められない慢性難治性疼痛の除去又は軽減を目的として行った場合に算定する。

#### K 1 9 6 交感神経節切除術

下腹部神経叢切除術又はコット手術にクレニッヒ手術を併せて行った場合は、交感神経節切除術の「3」に準じて算定する。

#### K 1 9 6 - 5 末梢神経遮断（挫滅又は切断）術（浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経に限る。）

疼痛に対して行う末梢神経遮断（挫滅又は切断）術は、浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経の場合に限り算定する。なお、浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経及び腓腹神経を同時に遮断した場合には、それぞれ別に所定点数を算定する。

### 第4款 眼

#### K 2 0 0 - 2 涙点プラグ挿入術

(1) 乾性角結膜炎（シルマーテスト第1法変法5mm以下、又はローズベンガル染色試験++以上）及びシェーグレン症候群に対して行った場合に算定する。

(2) 上下涙点に挿入した場合も含め1回のみの算定とする。

#### K 2 0 8 麦粒腫切開術

数か所の切開も同一瞼内にあるものについては1回として算定する。

#### K 2 1 2 兔眼矯正術

兔眼症の場合の瞼板縫合術は、区分「K 2 1 2」兔眼矯正術により算定する。

#### K 2 1 4 睑粒腫摘出術

数か所の切開も同一瞼内にあるものについては1回として算定する。

#### K 2 5 9 角膜移植術

角膜の費用は所定点数に含まれる。

#### K 2 7 6 網膜光凝固術

(1) 「一連」とは、治療の対象となる疾患に対して所期の目的を達するまでに行う一連の治療

過程をいう。例えば、糖尿病性網膜症に対する汎光凝固術の場合は、1週間程度の間隔で一連の治療過程にある数回の手術を行うときは、1回のみ所定点数を算定するものであり、その他の数回の手術の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

- (2) 「その他特殊なもの」とは、網膜剝離裂孔、円板状黄斑変性症、網膜中心静脈閉鎖症による黄斑浮腫、類囊胞黄斑浮腫及び未熟児網膜症に対する網膜光凝固術並びに糖尿病性網膜症に対する汎光凝固術をいう。

#### K 277-2 黄斑下手術

黄斑下手術は、中心窓下新生血管膜を有する疾患（加齢黄斑変性症等）又は黄斑下血腫に対して行った場合に算定する。

#### K 282 水晶体再建術

- (1) 1眼に白内障及び斜視があり両者を同時に手術した場合は、別に算定できる。ただし、斜視手術が保険給付の対象となる場合に限る。
- (2) 眼内レンズの費用は所定点数に含まれる。

### 第5款 耳鼻咽喉

#### K 296 耳介形成手術

耳介形成手術は、耳輪埋没症、耳垂裂等に対して行った場合に算定する。

#### K 318 鼓膜形成手術

- (1) 鼓膜形成手術に伴う鼓膜又は皮膚の植皮術については、別に算定できない。
- (2) 耳翼後面から植皮弁を探りWullsteinの鼓室形成手術の第1型とほぼ同様の操作（ただ鼓膜の上皮のみを除去することが異なる。）で、鼓膜形成手術を行った場合は、鼓室形成手術に準じて算定する。

#### K 319 鼓室形成手術

鼓室形成手術に伴う植皮術は、算定できない。

#### K 338 鼻甲介切除術

- (1) 慢性肥厚性鼻炎兼鼻茸に対し鼻甲介切除と鼻茸摘出術を同時に行つた場合は、鼻甲介切除術と区分「K 340」鼻茸摘出術とをそれぞれ算定できる。
- (2) 鼻甲介切除術又は粘膜下鼻甲介骨切除術と副鼻腔手術とを併施した場合は、前者が後者の遂行上行われた場合以外は同一手術野とはみなさず、それぞれの所定点数を合算して算定できる。

#### K 340 鼻茸摘出術

高周波電磁波で行う場合にあっても鼻茸摘出術に準じて算定できる。

#### K 347-2 変形外鼻手術

- (1) 先天性の高度斜鼻・鞍鼻、口唇裂外鼻又は上顎洞・外鼻の悪性腫瘍術後等による機能障害を伴う外鼻の変形に対して、機能回復を目的として外鼻形成を行つた場合に算定する。なお、外傷等による骨折治癒後の変形等に対するものは、鼻骨変形治癒骨折矯正術により算定する。
- (2) 単なる美容を目的とするものは保険給付外である。

#### K 352-3 副鼻腔炎術後出血止血法

副鼻腔炎術後の後出血（手術日の翌日以後起つた場合をいう。）が多量で、必要があって再び術創を開く場合に算定する。

#### K 361 上顎洞篩骨洞蝶形洞根本手術

鼻内前頭洞手術、鼻内篩骨洞手術、篩骨洞鼻外手術及び鼻内上顎洞手術を併施した場合は、上顎洞篩骨洞蝶形洞根本手術に準じて算定する。

#### K 3 7 7 口蓋扁桃手術

- (1) 扁桃除去を行った当日における止血については算定できない。
- (2) 口蓋扁桃手術を行った日の翌日以降の後出血が多量で、やむを得ず再び術創を開く場合における止血術は、区分「K 3 6 7」咽後膿瘍切開術に準じて算定する。

#### K 3 8 6 気管切開術

気管切開術後カニューレを入れた数日間の処置（単なるカニューレの清拭でない）は、区分「J 0 0 0」創傷処置により算定する。

#### K 3 8 8-2 咽頭粘膜下軟骨片挿入術

反回神経麻痺に対し、声帯固定のため甲状軟骨を左右に分離し、喉頭側軟骨膜下に甲状軟骨より取り出した小軟骨片を挿入する喉頭粘膜下軟骨片挿入術を行った場合に算定する。

#### K 3 8 9 喉頭又は声帯ポリープ切除術

喉頭ポリープが左右の声帯にあるときは、各側ごとに算定できる。

### 第6款 顔面・口腔・頸部

#### K 4 0 7-2 軟口蓋形成手術

いびきに対する軟口蓋形成手術を行った場合に算定する。

#### K 4 2 3 類腫瘍摘出術

皮膚又は皮下にある腫瘍の摘出術は、区分「K 0 0 5」皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）又は区分「K 0 0 6」皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）に準じて算定する。

#### K 4 3 4 顔面多発骨折観血的手術

顔面多発骨折観血的手術は、上下顎の同時骨折の場合等複数の骨に対して観血的に手術を行った場合に算定する。

#### K 4 4 3 上顎骨形成術

- (1) 「単純な場合」とは上顎骨発育不全症、外傷後の上顎骨後位癒着等に対し、Le Fort I型切離により移動を図る場合をいう。
- (2) 「複雑な場合及び2次的再建の場合」とは同様の症例に対し、Le Fort II型、Le Fort III型切離により移動する場合及び悪性腫瘍手術等による上顎欠損症に対し2次的骨性再建を行う場合をいう。

#### K 4 4 6 顎関節授動術

徒手的授動術とは顎関節の運動障害を有する患者に対して、パンピング（顎関節腔に対する薬液の注入、洗浄）を行いながら、徒手的に顎関節の授動を図ったものをいう。なお、その際の関節腔に対する薬剤の注入に係る手技料は、所定点数に含まれ別に算定できない。

#### K 4 5 0 唾石摘出術

- (1) 「表在性のもの」とは、導管開口部付近に位置する唾石をいう。
- (2) 「深在性のもの」とは、腺体付近の導管等に位置する唾石をいう。

#### K 4 6 9 頸部郭清術

- (1) 頸部郭清術（ネックディセクション）とは、頸部リンパ節群が存在する頸部領域の腫瘍細胞を根絶するため、当該領域の組織（筋、リンパ節、静脈、脂肪、結合織等）を広範囲に切除する術式をいう。